

令和 7 年度 山形地方最低賃金審議会

第 4 回

山形県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会

期 日 令和 7 年 1 0 月 2 0 日 (月)

午前 1 0 時 0 0 分

場 所 山形労働局 大会議室

会 議 次 第

1 開会

2 議事

(1) 山形県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正について

(2) その他

3 その他

4 閉会



令和7年10月20日

山形地方最低賃金審議会
会長 本間佳子 殿

山形地方最低賃金審議会
山形県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会
部会長 本間佳子

山形県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年9月19日、山形地方最低賃金審議会において付託された山形県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は別紙2のとおりである。

山形県自動車・同附属品製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

山形県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（1）18 歳未満又は 65 歳以上の者

（2）雇入れ後 6 月未満の者であつて、技能習得中のもの

（3）清掃、片付け、賄い又は手作業による包装の業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 1, 0 7 0 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生日

令和 7 年 12 月 23 日

○公益委員 粕谷真生 本間佳子 丸山政己

○労働者代表委員 池田浩登 小川健司 今野直路

○使用者代表委員 江袋一宏 木村和浩 鈴木合子



令和7年10月20日

山形労働局長
島田博和 殿

山形地方最低賃金審議会
会長 本間 佳子

山形県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和7年9月19日付け山形労発基 0919 第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

山形県自動車・同附属品製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

山形県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（１）18 歳未満又は 65 歳以上の者

（２）雇入れ後 6 月未満の者であつて、技能習得中のもの

（３）清掃、片付け、賄い又は手作業による包装の業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 1, 0 7 0 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生日

令和 7 年 12 月 23 日